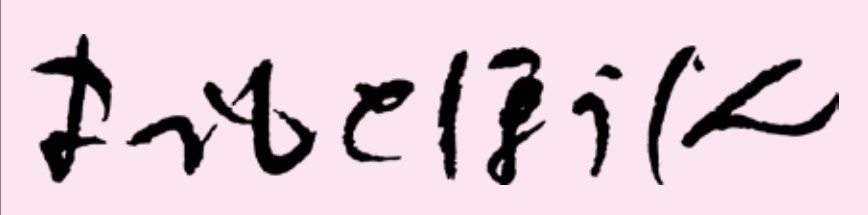




ゆうメール



令和3年
(2021年)
8月号
第559号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



- 主な記事 -		ふるさとの食シリーズ “セロリ” (松本地域)	
税務署定期人事異動……………	2~4頁	味や食感に少々クセがあり、好みのでかれるセロリ。栽培には涼しい気候と水分が欠かせないようで長野県が生産量日本一であり、松本地域でも盛んに栽培がされてきました。ちなみに生産現場では「セルリー」と言われることが多いようですが、こちらは英語表記の「celery」を、かつての生産者の方々がフランス風に読んだのが始まりだそうです。	
皆さんこんにちは・飯村和生氏……………	5頁	まだまだ厳しい暑さが続きそうですが、栄養豊富なセロリを美味しく食べて元気に過ごしていきたいですね！	
頑張ってます・本沢早織さん……………	5頁		
法律レポート……………	6~7頁		
ふるさとの食シリーズ……………	7頁		
激甚化する自然災害から従業員を守れ……………	8頁		
税務ポイント……………	9頁		
会員福利厚生制度PR……………	10頁		
8月の予定、第108回税制勉強会開催のお知らせ、後期部会税務研修会ご案内等……………	11頁		
インフォメーションコーナー、地区トピックス、川柳コーナー、あとがき……………	12頁		
法人会“やまびこ運動”ご協力のお願ひ……………	付録		
夏期特別研修会(オンラインセミナー)ご案内……………	付録		

みんなで回覧しましょう。								
確認印	社							経理担当
	長							



差出人・返送先
一般社団法人松本法人会
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル5階

税務署定期人事異動（令和3年7月10日付）

本年度も7月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では宮澤署長が退職され新たに関署長が着任されるとともに、当会とかかわりの深い法人1部門においては羽生田統括官、新原上席調査官が転出され、新たに城倉統括官、北原上席調査官が着任されました。なお、小澤副署長は引き続きお世話になります。



せき じゅんいち
関 潤一

署長のご紹介

出身地 群馬県

略 歴

平成19年 松本署 管理・徴収第一部門 統括国税徴収官
21年 木曾署 総務課長
(以上近年県内勤務のみ抜粋)
25年 新潟署 副署長
27年 局 徴収部 国税訟務官 訟務官
29年 局 徴収部 特別整理第二部門 統括国税徴収官
30年 柏崎署 署長
令和元年 局 徴収部 特別整理総括第二課 課長
3年 現職（7月から）

着任のご挨拶

松本税務署長 関 潤一

一般社団法人松本法人会の皆様方には、税務行政に対しまして日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に関心からお見舞い申し上げます。

この度の人事異動により松本税務署長を拝命いたしました関でございます。私は群馬県出身ですが、松本税務署の勤務は平成19年から1年間勤務して以来2度目であり、周辺には松本城天守と旧開智学校校舎という国宝建造物が建ち並び、雄大なアルプスをはじめ自然豊かで歴史あるこの地にふたたび勤務できることを大変嬉しく光栄に思っております。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される状況下において、感染防止対策を徹底した上で、健全な納税者団体として、研修会、説明会及び勉強会等各種税務研究会を開催され、正しい税知識の普及に努めておられるほか、青年部が主体となり実施している租税教育活動では小学生

に対する租税教室を初めてオンラインで開催するなど新たな取組もされたと伺っております。また、女性部が作品募集を行う「税に関する絵はがきコンクール」には、300を超える作品が出品され、租税啓発活動に積極的に取り組まれているほか、献血活動、清掃奉仕、各種団体への寄付寄贈などの社会貢献活動にも力を入れられており、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ていると承知しております。

コロナ禍におきましても、積極的に活動する姿勢は、税務行政に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、神澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様の深いご理解と並々ならぬご尽力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、国民の皆様からの理解と信頼の下、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、国際的な租税回避や悪質な納税者には適正な調査・徴収を通じ厳正な態度で臨んでおります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国税当局ではその感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、確定申告期限の延長や納税の猶予制度について、ホームページやリーフレットによる周知広報など、きめ細かな相談体制の整備に取り組んでまいりました。今後も税制上の措置について積極的に広報を行うとともに、納税者からの相談には親切・丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度につきましては、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。インボイス制度の円滑な導入に向け、納税者の皆様は法改正の内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告納税を行えるよう、制度の円滑な実施及び定着に向けた周知・広報・相談等に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

貴会の皆様は、税務行政のよき理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く

感じている次第であります。今後とも、松本法人会の皆様と一層の連携・協調を図り、税務行政の更なる円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



退任のご挨拶

前署長 ^{みやざわ}宮澤 ^{まさこ}正子

この度、松本税務署長を最後に税務の職場を退職いたしました。松本城天守と旧開智学校がある自然豊かで歴史あるこの地で無事に退職を迎えられたことを大変嬉しく思っております。

松本税務署在任中は、神澤会長をはじめ松本法人会の役員並びに会員の皆様、事務局の皆様には、税務行政に対する格別のご協力とご厚情を賜り、心から感謝申し上げます。

1年間を思い起こしますと、新型コロナウイルス感染症により、これまで経験したことのない様々な出来事に対し新たな取組を実施した1年でございました。

役員大会、「税を考える週間」行事など相次いで中止になる中、感染対策を行った上で開催された「クイズ税金百科」は、5つの中学校をリモートで繋ぐという初めての試みでしたが、中学生の順応力の速さと、協

力して解答する姿にはとても感心させられました。

新型コロナウイルス感染症が拡大し2度目の所得税及び消費税の確定申告におきましては、確定申告期間を1か月延長した上で、入場整理券を導入して対応いたしましたところ、大きな混乱もなく無事に終わることができました。

4月には女性部の皆様の前で、女性が成長し活躍していく社会を期待して私の経験談を基に講演をさせていただきました。私の講演に共感いただけたとのご感想を頂戴するなど、とてもうれしく感じております。

他にも様々な出来事がございましたが、皆様のご理解とご協力に改めて感謝申し上げます。

松本法人会の皆様には、今後も税務行政に対しまして、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済活動の回復を心より願っております。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご繁栄をお祈り申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

着任者略歴 (敬称略)



^{まゆずみ} ^{さとる} 齋 悟 副署長(個担)

略歴

出身地 群馬県
平成28年 木曾署 総務課長
30年 伊勢崎署 総務課長

令和2年 高崎署 総務課長
3年 現職(7月から)



^{よこた} ^{だいすけ} 横田 大介 総務課長

略歴

出身地 千葉県
平成29年 局 徴収部 徴収課
主査

30年 局 徴収部 徴収課 実務指導専門官
令和元年 局 徴収部 徴収課 課長補佐
3年 現職(7月から)



^{じょうくら} ^{あゆみ} 城倉 亜由美

略歴

法人課税第一統括官
出身地 長野県
平成28年 松本署 酒類指導官
(調査検査担当)

30年 局 総務部 総務課 税務情報専門官
令和元年 局 総務部 厚生課 厚生専門官
2年 局 課税第二部 法人課税課
実務指導専門官
3年 現職(7月から)



^{きたはら} ^{かつじ} 北原 勝治 法人会担当

略歴

出身地 長野県
平成26年 諏訪署 法人課税第二部門
上席国税調査官

29年 松本署 法人課税第四部門 上席国税調査官
30年 松本署 特別国税調査官(法人担当)
上席国税調査官
令和2年 松本署 法人課税第五部門 上席国税調査官
3年 現職(7月から)

税務署定期人事異動 新体制(転入)・転出一覧表(関係分抜粋・令和3年7月10日付)

●新	新体制(転入)(敬称略)	●旧
署長	関 潤一	局 徴収部 特別整理総括第二課 課長
副署長(法担)	小澤 伸之	(留任)
副署長(個担)	黛 悟	高崎署 総務課長
総務課長	横田 大介	局 徴収部 徴収課 課長補佐
法人一統括官	城倉亜由美	局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
法人三統括官	佐藤 尚	長野署 法人課税 連絡調整官
法人四統括官	吉澤 智幸	竜ヶ崎署 管理運営 連絡調整官
審理専門官(法人担当)	所 正雄	長野署 審理専門官(法人担当)
法人課税 連絡調整官	佐藤 智之	伊勢崎署 法人一 総括上席
法人一上席調査官(法人会担当)	北原 勝治	松本署 法人五 上席調査官

●新	転 出 (敬称略)	●旧
退職	宮澤 正子	署長
局 徴収部 国税訟務官	原田 幸嘉	副署長
長野署 総務課長	高野 佳之	総務課長
高崎署 法人一統括官	羽生田英幸	法人一統括官
木曾署 調査統括官	山浦 和裕	法人三統括官
局 徴収部 特別整理総括第二課 主査	北原 治	法人四統括官
大宮署 国際税務専門官(法人担当)	原田 実果	審理専門官(法人担当)
宇都宮署 特別国税調査官(総合調査担当)		
連絡調整官	加藤新一郎	法人課税 連絡調整官
木曾署 調査(法人担当) 上席調査官	新原 春雄	法人一上席調査官(法人会担当)

どこでも申告・納税 イータックス(<http://www/e-tax.nta.go.jp>)

松本法人会の全ての会員の皆様へ

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

松本法人会では今年も“法人会やまびこ運動”をスタートしております。六年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。

大変厳しい状況下ではございますが、今月号の広報誌に「やまびこ運動



ご協力をお願い」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確認いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～法人会やまびこ運動って何?～

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。

ご協力よろしくお願い申し上げます!!



皆さん
こんにちは♪

株式会社 はやしや
松本市和田
代表取締役社長 飯村 和生 氏

『安全・安心、そして健康で美味しい食づくり を目指します』

松本市和田の松本市臨
空工業団地内に本社がある
(株)はやしやさんでは、
私たちがよく利用している

セブン-イレブンのお店で販売されている、お弁当、おにぎり、惣菜、調理パンならびに洋生菓子といった、いわゆる「デイリー食品」等の企画開発と製造を行う会社を傘下に持つ企業です。

飯村社長は現在経営者としてご活躍されていますが、大学で「応用微生物学」等を学ばれた“農学博士”でもあり、長年、食品の衛生管理分野の専門家として安全・安心な食品の開発、製造に携わられてきました。

“食の安全”に対する関心は年々高まっています。同社では、お客様に安心して美味しい製品を召し上がっていただくために、国際規格の食品安全マネジメントシステムの認証を取得するなどの努力を続けられているそうです。

ご趣味は登山。松本平から見える山々は概ね制覇している上級者です！企業の成長も登山も、一步一步の積み重ねですね。飯村社長の更なるご活躍をお祈りしながら、セブン-イレブンの美味しいおにぎりを食べるとしましょう♪

(菅野和光編集委員)



頑張ってます!!

『まごころ込めて。 技術を極める。』

有限会社 塩尻造花
塩尻市堀の内

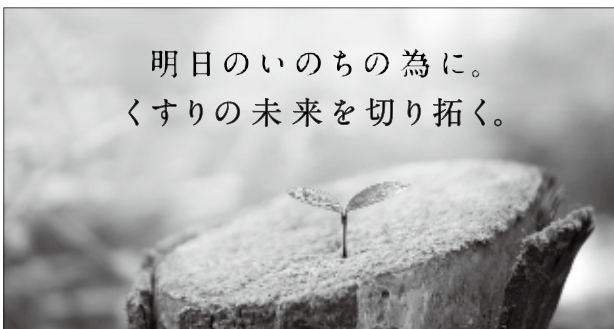
本沢 早織 さん

塩尻市にございます(株)塩尻造花の本沢早織さんにお話を伺いました。昭和38年に創業された同社では、「人生の最後の旅立ちのお手伝い、すべてお任せください。」「送る人・送られる人の想いを大切にする。」ことをモットーにご葬儀・ご法要をまごころ込めて、皆さんお仕事をされています。また、お花もたくさん揃えてあり、プレゼント用の花束やアレンジメントも手掛けております。

今回、お話を伺った本沢さんは、祭壇の制作を担当されています。友人でもある西村社長の奥様からの紹介で入社して3年目となります。社長が祭壇を制作する姿、技術に憧れ、本沢さんも担当することになり、日々、技術の向上に励み、やればやるほど、責任感・やりがい・楽しさを感じられているそうです。制作の仕事は力仕事で忍耐力・精神力が必要ですが、送る人・送られる人の想いを感じ、まごころ込めて祭壇を制作したことで「素敵だったよ」「ありがとう」とお言葉をいただけることがとても嬉しいとのこと。この仕事を通して、挨拶・言葉遣い・礼儀・意識などたくさんの学びがあるようで、とてもお仕事が充実されている様子が伺われました。

今後の目標は、日々勉強して「祭壇の制作を極めること」と、真摯で真面目な姿勢と素敵な笑顔が印象的でした。

(廣田伸一編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

法律レポート

中小企業における新型コロナウイルスに関する 個人情報の取り扱いと対応

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



1. 中小企業は従業員との間の雇用契約により安全配慮義務の履行や企業としての事業活動の継続のために、従業員や顧客等への新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる必要があり、その過程で、さまざまな個人情報を収集・利用・公表等することが求められます。そのような場面で、感染拡大防止と個人情報・プライバシーの保護の両立をどのように企業として図るべきか実務上の留意点について検討します。

2. ある人が新型コロナウイルス感染症に感染したという情報や、検査で陰性という結果が出たという情報（以下「感染情報」といいます。）は、要配慮個人情報に該当するため（これは個人情報の保護に関する法律2条3項、同法施行令2条2号・3号に規定されています）、個人情報取扱事業者は、原則として、本人の同意がなければ感染情報を取得してはならないとされています。尚、個人情報取扱事業者とは個人情報データベース等を扱っていて、それが事業に該当するという2つの要素で平成27年の法改正によって5000件以上という要件が撤廃されています。

3. 従業員の家族に関する感染情報は、当該従業員自身の病歴等でないため、当該従業員の要配慮個人情報には該当しませんが、家族のうち誰の感染情報であるかが特定できる場合には、当該家族を本人とする要配慮個人情報に当たりますので、原則として感染した家族本人の同意を得て、当該情報を取得する必要があります。

ただし本人の同意を得ていなくても本人が入院したため連絡をとることが困難な場合など、本人の同意を得ることが困難で①人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、または②公衆衛生の向上のために特に必要がある場合には、本人の同意なく、要配慮個人情報を取得できるとされています。

4. 感染者の濃厚接触者であるという情報や、感染者が多発している国や地域にごく最近（特に潜伏期間

中に）滞在していたという情報など、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがあるという情報（以下「感染疑い情報」といいます）は、病歴や医師等による検査結果等ではなく、要配慮個人情報には該当しないため、本人の同意を得なくても、不正の手段によらない限り企業は、当該情報を取得することができます。

5. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、中小企業は、施設管理権等の一環として、社屋や工場などの施設に入場する者に検温を求め、その結果（以下「検温情報」といいます）の報告を求める事例があります。検温情報も、病歴や医師等による検査結果等ではなく、要配慮個人情報に該当しないため、個人情報保護法上は、不正の手段によらない限り当該情報は適法に取得できます。

個人のプライバシー保護という観点から従業員に対して毎日検温結果の報告をさせずに一定以上の体温が続いた場合など、新型コロナウイルス感染症に感染している徴候が認められる場合に限り、検温情報を従業員に報告させるといった企業の対応も考えられます。

6. 中小企業が感染者等に関する情報の利用について個人情報を取得した場合には、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知するか、または、公表しなければなりません。留意事項としては、さらに、自傷他害の恐れがあるなど、従業員の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合等を除き、本人に利用目的を明示しなければなりません。

7. 中小企業の社内での情報共有に関し個人情報保護法は、当初特定した利用目的または法16条3項に定める例外目的利用が許される範囲であれば、社内での個人情報の利用を制限していません。

8. ところで感染情報または感染疑い情報は、現時点において、それを他人に知られることで、本人に対して不当な差別や偏見等の不利益が生じるおそれも

否定できないと思われるため一般人を基準として他人にみだりに知られたくない情報として、法的に保護されるプライバシーに係る情報と考えるべきであり、中小企業としては、仮りに個人情報保護法に抵触しなくても、安易に本人が特定できる形で、感染情報等を社内で広範囲に情報提供することは慎むべきであります。

9. 中小企業が取引先等の外部者が感染したり、またはその疑いがある場合は、取引先の担当者や委託先の従業員（自社の本社・事務所・工場等に勤務）が感染したり、その疑いがある場合、自社の従業員へ

の注意喚起や自宅待機等を指示するために新型コロナウイルス感染症に関する情報を利用する必要があります。

この点、要配慮個人情報、原則としてあらかじめ本人の同意を得ずに取得することが禁止されているため、取引先等に本人同意を取得してもらうか、または、例外事由を充足することが必要となります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

● **【ふるさとの食】シリーズ ⑱** ●

『セロリ』（松本地域）
～栄養満点、
長野県が生産量日本一！～

えるでしょう。また、あの独特の香りにはイライラを鎮め、不眠解消、ストレスの緩和、気持ちを落ち着ける等のリラックス効果があるそうです。

生食以外にも様々な食べ方があり、PC等で検索すればたくさんの調理法を知ることができますので苦手という方もチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。まだまだ暑い日が続きますが栄養満点なセロリを食べて元気に過ごしたいものですね！

(廣田伸一編集委員)

長野県はセロリの栽培に欠かせない涼しい気候、豊富な水資源を有しており、生産量全国1位で、松本地域でも盛んに栽培がおこなわれています。もともとは外国からもたらされた野菜で、当初はその独特な香りもあって食用としては普及しなかったそうですが、時代が流れ食の欧米化が進むにつれて需要が高まり栽培が本格化していきました。なお、セロリの和名はオランダ船で渡来したことから「オランダミツバ」というようですが、有名な戦国武将である加藤清正公が朝鮮半島から持ち帰ったという説から「清正人参（きよまさになじん）」という呼び名もあるそうです。

食感や香りにより、苦手な方もいるセロリですが栄養価は高く、ビタミン類や食物繊維、カリウム等を豊富に含んでおり、夏場の栄養補給にも優れていると言



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

 **鍋林株式会社**
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

激甚化する自然災害から従業員を守れ

日刊工業新聞社 岡田直樹

東日本大震災から10年経ったが、貴社の防災対策は進展しているだろうか。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、地震、台風、豪雨などの自然災害に見舞われる「複合災害」のリスクが高まっている。本社工場など拠点が限られる中小企業では、事業継続計画（BCP）の策定など事前の備えが存続を左右する。従業員の安全を守るところから対策に着手したい。

間もなく本格的な台風シーズンに突入する。2019年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）は、静岡県や新潟県、関東甲信・東北地方など広域に甚大な被害をもたらした。24時間の降水量は103地点で観測史上最高となるなど記録的な大雨となった。

中央防災会議ワーキンググループの報告によると、台風19号により屋外で亡くなった50人のうち「仕事中」「通勤・帰宅中」の被災が3割弱含まれる。企業は率先して従業員の安全確保に取り組む必要がある。

内閣府は今年4月、企業の事業継続能力向上のための基本的な考え方をまとめた「事業継続ガイドライン」を改定した。気候変動に伴う風水害の激甚・頻発化という近年の災害特性を踏まえ、従業員の安全確保により注力するよう求めている。

具体的には、台風や豪雨で公共交通機関が計画運休となるなど出勤や退勤が困難になることが想定される場合は、計画休業やテレワークの実施、特別休暇の取得などにより、危機が去るまで従業員を待機させることが重要としている。

天候が悪化する中で従業員を帰宅させる場合は、特段の注意を払う必要がある。50人の半数以上は車で移動中に亡くなり、その8割強は水害によるものだ。立体交差のアンダーパスが冠水し、車ごと深みにはまる痛ましいケースも少なくなかった。

設備管理などで出社しなければならない従業員は、

工場が高台などにあり安全を確保できるなら、職場に留まることも有効な選択肢になる。台風などの進行型災害では準備の時間がある。自社への影響が最大化するとみられる時刻から逆算し、早めに避難体制を整えておく。こうしたタイムライン防災の視点に立ち、従業員の生命を守ることから自然災害に強い組織づくりを進めたい。

産業廃棄物処理業の鈴木工業（仙台市若林区）は、東日本大震災で5メートルを超す津波により処理施設の機能を喪失したが、平時から積み重ねてきた訓練が生きた。従業員がすぐに大型発電機を手配しピンチをしのげた。焼却炉を稼働させるには攪拌や送風に電力が要る。インフラの復旧は当面難しいと読んだ。

各調査機関のアンケートによると、東日本大震災以降、中小企業のBCP策定率は漸増傾向にあるものの、全体の2割に満たない。鈴木工業の鈴木伸彌社長は「できるところから始めてほしい。費用をかけられない中小企業では、従業員の防災意識を高めるなどソフト面の対策が肝になる」と話す。

従業員の個別事情を考慮のうえ、一枚紙に各人の初動対応をまとめて社内共有し、いざという時に遅滞なく発動できるようにしておくだけで効果がある。鈴木工業では安否確認を迅速に行えるよう、従業員が社内の緊急連絡先や家族の電話番号を記した防災カードを携帯している。アナログ的な手法も活用し、堤防より心の壁を高くしておきたい。

【筆者紹介】

岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①61})

法人税又は消費税の 中間申告期限の個別延長について

Q. 法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できない場合、災害その他やむを得ない理由による提出期限の延長が認められますか。

A.

○ 法人税又は消費税の中間申告についても、期限までに提出することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、確定申告と同様に、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、その提出期限の延長が認められます(国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項)。

(中間申告書の提出期限の延長について)

○ 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの(以下「通常の間申申告」といいます。法人税法71条、消費税法42条)と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度(又は課税期間)とみなして確定申告と同様に法人税額(又は消費税額)を計算するもの(以下「仮決算による中間申告」といいます。法人税法72条、消費税法43条)があります。

○ これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます(国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項)。

○ 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の間申申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。

○ その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、
例えば、

・ 通常の間申申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する

・ 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要する

など、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

(事後的な提出期限延長の申請手続について)

○ その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出いただければ、税務署長が指定した日(災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内)まで期限が延長されます。

※ 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります(法人税法71条の2、消費税法42条の2)。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成し、併せて提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

(中間申告書のみなし提出について)

○ 一方、上記のような事情がなく、中間申告書その提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます(法人税法73条、消費税法44条)。

○ この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。猶予に関する一般的な質問等については、国税局猶予相談センターにご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、所轄の税務署にご相談ください。

(税制委員会:赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

暑中お見舞い申し上げます

「消費税申告一声運動実施中」

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。

DJIDO 大同生命

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG 損保

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIG 損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

(B-152289 2020-01)



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

令和3年度 常任理事会・役員大会

本年度の常任理事会・役員大会を次の日程で開催いたします。

- 日 時 8月24日(火) 14:00～17:20
 会 場 ホテルブエナビスタ 3階「グランデ」他
 常任理事会 14:00～14:50
 役員大会 15:00～17:20
 (1)会 議 15:00～16:10
 (2)税務講話 16:20～17:20
 講師：松本税務署長 関 潤一 氏

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 7月決算法人対象)
 8月27日(金) 午後2時より松本市駅前会館「大会議室」
 ※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施と
 いった安全対策を行い開催いたします。
 ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。
 なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

8月の予定

3日法人会献血活動 4日広報委編集会議 5日税制委グループ会議 6日女性部8月例会 13～17日事務局夏季休業 24日常任理事会、役員大会 26日第108回税制勉強会 27日決算説明会

第108回税制勉強会開催のお知らせ 「貸倒引当金と貸倒損失の処理等」

本年度も税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

- 日 時 8月26日(木) 14:00～15:30
- 会 場 松本市駅前会館 4階「大会議室」
- 内 容 「貸倒引当金と貸倒損失の処理等」
- 講 師 松本税務署 担当官
- 受講料 無料
- お申込 事務局まで (0263-35-8080)

※参加をご希望されます方は事務局まで事前のお申し込みをお願い申し上げます

※開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気等を心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指消毒、マスク着用、検温、健康確認などへのご協力をお願いいたします。

令和3年度 後期部会税務研修会

テーマ『消費税インボイス制度について』

—適格請求書発行事業者登録受付が10月から始まります—

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、下記の安全対策を講じての開催となります。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたしますので皆様のご参加をお待ちしております。(参加をご希望されます方は事務局まで事前のお申し込みをお願い申し上げます)

日程	部会等	会場	時間
9月1日(水)	塩尻部会	中信会館「エマーブルホール」	15:00～16:30
3日(金)	松本Aブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
7日(火)	松本Bブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
8日(水)	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～16:30
9日(木)	筑北部会	筑北村商工会	15:00～16:30
13日(月)	松本Cブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
14日(火)	三郷・梓川・堀金部会	安曇野市商工会 三郷商工会館	15:00～16:30
15日(水)	山形・朝日部会	朝日村商工会	15:00～16:30
17日(金)	川手部会	安曇野市商工会 明科商工会館	15:00～16:30
21日(火)	豊科・穂高部会	安曇野市商工会 穂高商工会館	15:00～16:30
22日(水)	松本Dブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30
27日(月)	松本Eブロック	松本市駅前会館4階「大会議室」	14:00～15:30

☆参加をご希望されます方は、恐れ入りますが本会事務局まで事前のご連絡をお願い申し上げます。

事務局電話番号：0263-35-8080

☆開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気等を心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指消毒、マスク着用、検温、健康確認などへのご協力をお願いいたします。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音機
デジタルカメラ
スマートフォン

素材を組み合わせて

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

夏期特別研修会(オンラインセミナー)

全ではお客様の笑顔のために カリスマ添乗員本音で語る

商売とは笑売!



ナニワのカリスマ添乗員
講師 **平田 進也氏**
[株]日本旅行

期日 **9月2日(木)**
午後2時~3時30分

- Zoomウェビナーを使用したオンラインセミナーです
- 定員/100名(先着順 受講料無料)

※詳しくは本号チラシでご確認ください

[参加申し込みフォーム]▶

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd9zUG6vYegTaa5tUDXmQ_GmwHv3s_uoMcuTspcaHifNNPwSg/viewform
※ご登録いただいたアドレス宛に「招待メール」をお届けいたします。



お問い合わせ 一般社団法人 松本法人会(事務局)
TEL.0263-35-8080



「2021 セイジ・オザワ松本フェスティバル開催!



実に2年ぶりに、セイジ・オザワ松本フェスティバルが開催となります。開催期間は、2021年8月21日(土)~9月6日(月)の17日間。感染症対策をしっかりと行いながら、松本市内全4か所、長野市内1か所の会場で最高の演奏を! 楽しみですね♪ (廣田伸一編集委員)

1か所の会場で最高の演奏を! 楽しみですね♪

(廣田伸一編集委員)

川柳コーナー
盆帰省
ご先祖様は
自粛不要

スケボーも
メダルを獲れば
お家芸

お盆玉?
そんな風習
知りません
新米

あしがき

日本では、20代、30代のビジネスマンは、1カ月に平均0.26冊しか本を読まないそうです。しかし、30代で年収3000万円の方は、平均で9.88冊、本を読んでいます。その差は、38倍にもなります。

高年取の人は毎日、朝起きたら本を読み、寝る前も本を読み、隙間時間も本を読んでいます。例えば、打ち合わせ場所には、できるだけ30分前に行き、読書をしています。また、これは分散効果といって、朝は通勤電車、昼はカフェ、夜は寝る前のベッド、おやつの時間はリビングで読むというように、場所を変えることによつて、より理解力が深まるという利点もあります。このように読書と年取には相関関係があるのです。年取を伸ばして幸せになりたい人、仕事で成果を上げたい人は、読書量を必ず増やすことが、読書の優先順位を上げることが非常に大事です。

ぜひ、これまで読書が習慣としてなかった人も、週に1冊読めば、月に4冊、年間で48冊になります。もちろんただ読めばいいというわけではなく、学びを成果に変えることが大切ですが、まずは週1冊を習慣にしてみたいものです。

(菅野)
(本号編集委員...)
廣田伸一
菅野和光



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社